

# In depth

## A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

**pwc**

August 2014

No.INT 2014-06

### IFRS 第9号: 予想信用損失

要点	1
背景	1
モデルの概要	2
モデルの詳細	4
経過措置	16
適用上の課題	17
付録-設例	18

#### 要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2014年7月24日、国際会計基準 (IAS) 第39号のガイダンスの大部分を置き換える、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」の完全版を公表しました。この完全版には、特定の負債性金融商品にその他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) の測定区分を取り入れることによる、金融資産の分類および測定についての修正ガイダンスが含まれています。また、減損損失の認識のタイミングが早まることになる新しい減損モデルも含まれています。

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された負債について、自己の信用リスクの変動をその他の包括利益で認識することを除き、金融負債の分類および測定に変更はありませんでした。また、当基準には、2013年11月に公表されたヘッジの新しいガイダンスも含まれています。これらの変更は、重要な金融資産を有する企業、特に金融機関に重大な影響を及ぼす可能性があります。IFRS第9号は、2018年1月1日以後に開始する事業年度より適用され、一部の国・地域においては承認を受けなければなりません。

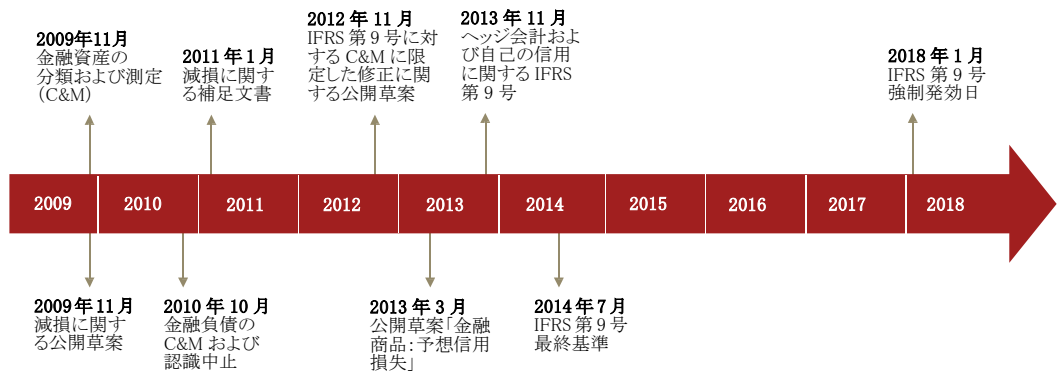
この In depth では、新しい減損モデルについて解説しています。金融資産の分類および測定に対する変更の詳細については、PwC の実務ガイド、In depth「[IFRS 第9号: 分類および測定 \(IFRS9: Classification and measurement\)](#)」をご覧ください。また一般ヘッジ会計モデルについては、PwC の実務ガイド「[一般ヘッジ会計 \(General hedge accounting\)](#)」をご覧ください。

#### 背景

金融危機の最中、20 カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議 (G20) は、国際的な会計基準設定主体に対して、単一で質の高い国際基準を開発するという目的に向かって集中的に取り組むことを要請しました。この要請への対応として、IASB および米国財務会計基準審議会 (FASB) は、新しい金融商品基準を共同で開発するための取り組みを開始しました。IASB は、IAS 第39号を置き換えるプロジェクトを加速することを決定し、このプロジェクトを「分類及び測定」、「減損」、「ヘッジ」という3つの主要なフェーズに細分化しました。マクロヘッジ<sup>1</sup>は別個のプロジェクトと考えられています。

<sup>1</sup> ディスカッション・ペーパー (DP)「動的リスク管理の会計処理: マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ」は、2014年4月に公表されています。

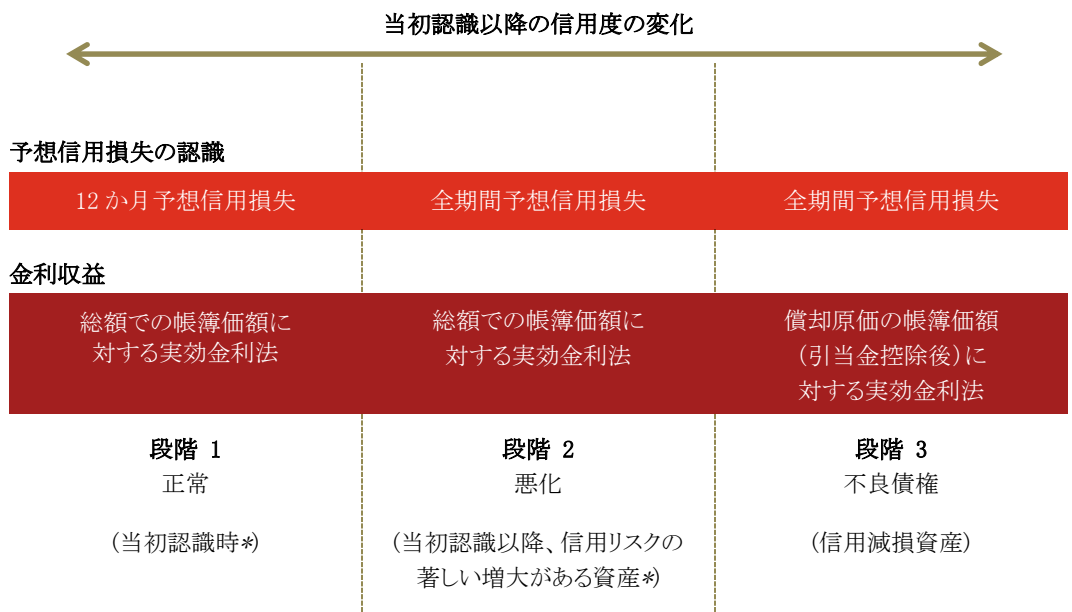
## IFRS 第9号のスケジュール



プロジェクトの開始時に、FASB および IASB は「分類及び測定」と「減損」の両プロジェクトに共同で取り組みました。しかし、FASB は、減損損失の認識に関する3段階アプローチについて米国で支持が得られず、単一の測定モデルを開発しました。他方、IASB は3段階モデルの継続を決定しました。さらに、FASB はIASB のモデルと類似した「分類及び測定」モデルの検討を先に進めないことを決定しました。結果として、IFRS 第9号は米国会計基準とコンバージェンスされていません。

## モデルの概要

上記のように、新基準では、当初認識以降の信用度の変化に基づく減損に関する3段階モデル(一般的モデル)について概説しています。



(\*) 購入または組成した信用減損金融資産については特例があります(以下の「一般的モデルからの範囲の例外: 購入または組成した信用減損金融資産」を参照)。

**段階1**には、当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない、または報告日現在で信用リスクが低い金融商品が含まれます。これらの資産については、12 か月の予想信用損失(ECL)を認識し、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算します(すなわち、信用引当金の控除前)。12 か月の ECL は、報告日以降の12 か月以内に生じうる債務不履行事象の結果として生じる予想信用損失です。それは12か

月間に予想されるキャッシュの不足額ではなく、今後 12 か月間で起きる債務不履行の発生確率を加重した当該資産に関するすべての信用損失です。

**段階 2**には、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している(報告日現在で信用リスクが低い場合は除く)が、減損の客観的証拠がない金融商品が含まれます。これらの資産については、全期間の予想信用損失を認識しますが、金利収益は当該資産の総額での帳簿価額について計算します。全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失です。予想信用損失は、債務不履行の発生確率(「PD」)で加重した加重平均信用損失です。

**段階 3**には、報告日現在の減損の客観的証拠がある金融資産が含まれます。これらの資産については全期間の予想信用損失が認識され、金利収益は、純額での帳簿価額に基づき計算されます(信用引当金の控除後)。

当基準は、金融商品の信用リスクが著しく増大したかどうかを判定する際に、報告日時点での当該金融商品の債務不履行の発生確率を、当初認識時点の当該金融商品の債務不履行の発生確率と比較するために、合理的で裏付け可能な情報を考慮することを経営者に要求しています。

#### **PwC の見解**

予想信用損失(ECL)モデルは信用リスクの相対的な評価に依拠しています。すなわち、各企業の貸付金の当初認識時における信用リスクに応じて、同じ特徴の貸付金 が、ある企業については段階1に、別の企業については段階 2 に分類される可能性があることを意味します。

さらに、企業は、各貸付金が組成時に有していた信用リスクに応じて、ECL モデルの異なる段階にある異なる貸付金を同じ相手先に有している可能性があります。

企業は、内部的な信用リスク管理目的のために使用する定義と整合的な債務不履行の定義を関連する金融商品に適用し、適切な場合には、定性的要因(例えば、財務制限条項)を考慮する必要があります。しかし、企業が債務不履行の要件を 90 日の期日経過よりも後の時点に設定することがより適切であると実証できる、合理的で裏付け可能な情報を有していない限り、金融資産が 90 日の期日経過にあたる場合はそれより後の時点で債務不履行が発生しない旨の、反証可能な推定があります。

#### **PwC の見解**

「90 日の期日経過」という反証可能な推定は、追加的な情報が得られない場合に、安全装置としての役割を果たすことになると想定されています。反証可能な推定の目的は、金融資産が 90 日の期日経過になるまで債務不履行事象を遅らせることなく、合理的で裏付け可能な情報がなければ、企業が債務不履行をその時点よりも後の時点に定義しないようにすることにあります。

#### **PwC の見解**

新しい基準は、適用範囲が業種別ではないため、幅広い企業に適用されることになります。非金融機関は、適用に必要とされる作業量を大幅に減らすことになる、実務上の便法(以下のページで説明)を使用することができますが、金融セクターに属する企業は、この実務上の便法の恩恵を受けません。すべての企業は新基準の影響を評価する必要があります。

新しい要求事項は、会計方針だけではなく信用管理システムの変更をも伴うことになると予想されます。

IASB は、適用上の最も困難な課題に対処するため、移行リソースグループを新設しています。

## モデルの詳細

### 適用範囲

新モデルは以下の項目に適用されます。

- 償却原価で測定される負債性金融商品への投資
- その他の包括的利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定される負債性金融商品への投資
- 損益を通じて公正価値で測定されないすべてのローン・コミットメント
- IFRS 第 9 号が適用される金融保証契約 (純損益を通じて会計処理されるものを除く)
- IAS 第 17 号「リース」の適用範囲に含まれるリース債権、および対価に対して無条件の権利が生じる IFRS 第 15 号の適用範囲に含まれる営業債権または契約資産<sup>2</sup>

### PwC の見解

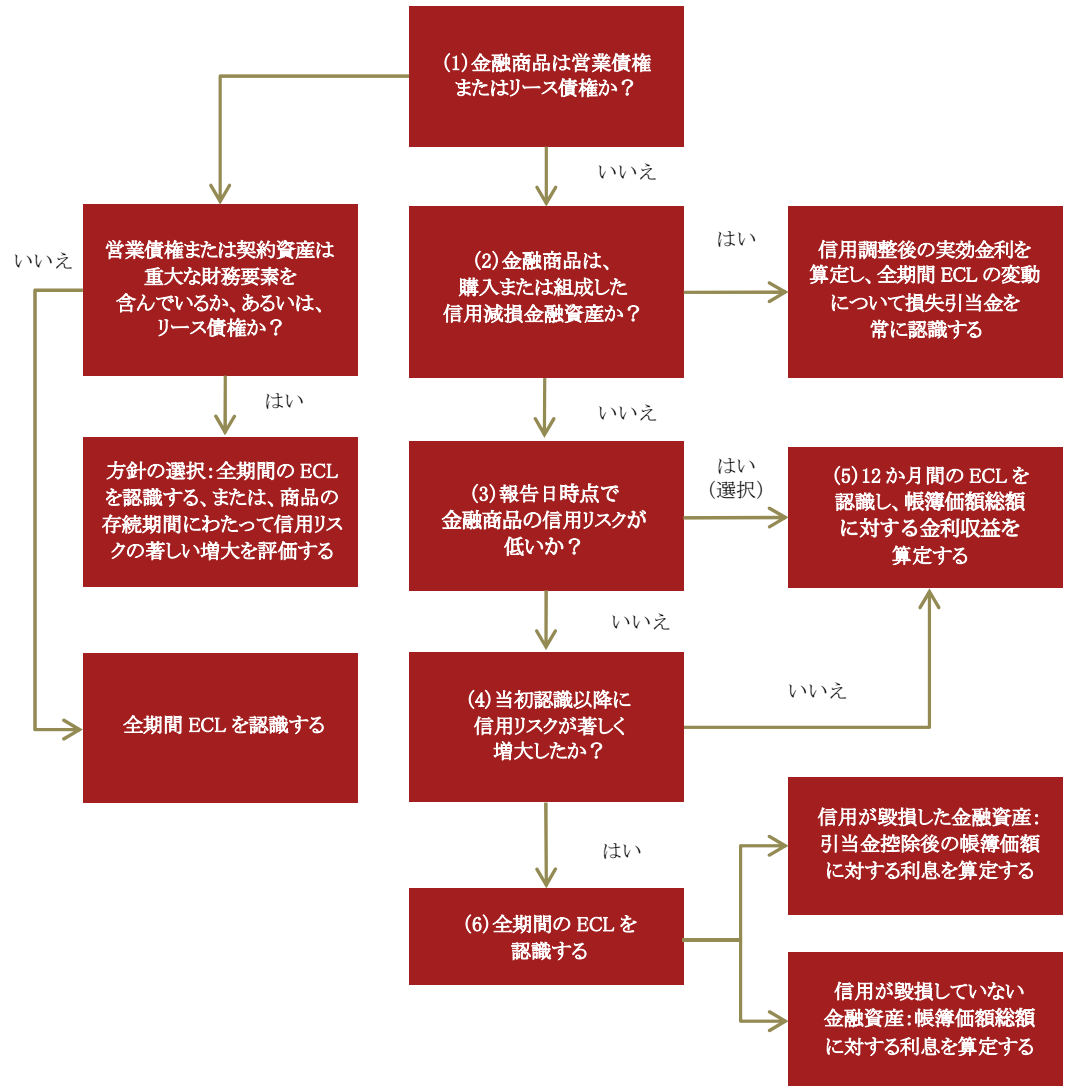
当基準では、IFRS 第 9 号の適用範囲に含まれるローン・コミットメントと IAS 第 37 号の適用範囲に含まれるローン・コミットメントとの間に存在していた差異を取り除きました。ローン・コミットメントの発行者は、これがない限り当基準の適用範囲に含まれなかったローン・コミットメントに関しても、IFRS 第 9 号の減損に関する要求事項を適用する必要があります。

### 状況設定:ECL モデル

以下の図は、ECL モデルの全体を示したものです。次ページ以降、ディシジョン・ツリーの各ボックスについて検討します。

---

<sup>2</sup> IFRS 第 15 号を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する企業は、IAS 第 11 号および IAS 第 18 号の下での工事契約に対する減損に関する要求事項を適用する必要があります。



(1) 金融商品は営業債権、契約資産またはリース債権か？

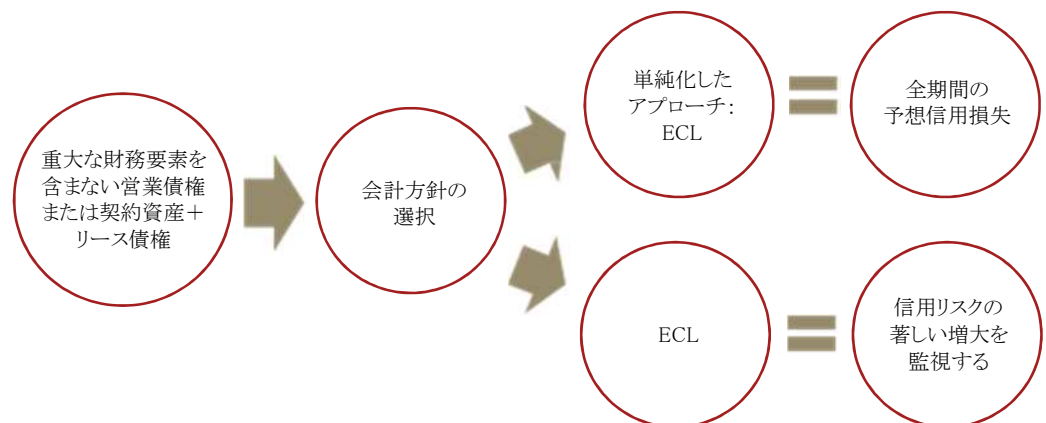
### 一般的モデルからの範囲の例外: 営業債権およびリース債権についての単純化したアプローチ

当モデルは、営業債権、契約資産およびリース債権についての実務上の便法が含まれています。このような金融商品は、高度な信用リスク管理システムを有していない企業が保有していることが多いためです。これらの実務上の便法により、12 か月 ECL の計算および信用リスクの著しい増大の発生時期の判定を行う必要がなくなります。

重大な財務要素を含まない営業債権または契約資産について、損失評価引当金は、当初認識時および当該金融商品の存続期間を通じて、全期間の ECL と同額で測定されなければなりません。実務上の便法として、これらの金融商品の ECL を見積もるために引当マトリクスを使用することができます。付録の設例 1 を参照してください。



IFRS 第15号に従い重大な財務要素を含む営業債権または契約資産、およびリース債権について、企業は、単純化した(すなわち、当初認識時およびその存続期間にわたり、全期間 ECLと同額で損失評価引当金を測定する)アプローチを適用するか、または一般的モデルを適用するかの会計方針の選択を行うことができます。



会計方針の選択は首尾一貫して適用する必要がありますが、企業は、営業債権、契約資産およびリース債権に関する会計方針の選択を、それぞれ独立に適用することができます。

(2) 金融商品は、購入または組成した信用減損金融資産か？

#### 一般的モデルからの範囲の例外: 購入または組成した信用減損金融資産

一般的な減損モデルは、購入または組成した信用減損金融資産には適用されません。当初認識時点で(IFRS 第9号の付録Aで定義される)減損の証拠がある場合(例えば、ディープ・ディスカウントで取得される場合)、金融資産は、購入または組成時に信用が減損しているとみなされます。

そのような資産について、減損は、当初認識時に全期間の ECL に基づき判定されます。ただし、当初認識時に実行金利を計算する際、全期間 ECL は見積キャッシュ・フローに含まれます。資産の存続期間にわたって認識される利息についての実効金利は、信用調整後の実効金利です。その結果、当初認識時に損失評価引当金は認識されません。

全期間の ECL のその後の変動は、損失または利得の両方について直ちに純損益において認識されます。

#### PwC の見解

購入または組成した信用減損金融資産の会計処理は、企業が現在、IAS 第39号AG第5項を適用している会計処理方法と概ね整合しています。



(3) 報告日時点で金融商品の信用リスクが低いのか？

### 信用リスクが低い金融資産に対する実務上の便法

一般的モデルに対する例外として、報告日時点で金融商品の信用リスクが低い場合、経営者は12か月のECLを使用して減損を測定することが可能であり、これにより信用リスクの著しい増大が発生したかどうかを評価する必要がなくなります。こうした運用上の単純化を適用するには、金融商品は以下の要求事項を満たしていなければなりません

- 債務不履行のリスクが低い
- 借手が近い将来において、債務を履行する強い能力を有するとみなされる
- 貸手は、長期的に、経済および事業上の条件の悪い方向への変化が債務者による義務の履行の能力を減少させる可能性はあると予測しているものの、必ずそうなるとは限らないと予測している。

金融商品の信用リスクは、担保を考慮せずに評価する必要があります。これは、信用リスクが担保によって低減されているだけでは、金融商品の信用リスクが低いとみなされないことを意味します。また、企業の他の金融商品と比較して、または事業を行っている国・地域の信用リスクと比較して低い債務不履行のリスクを有しているだけでは、金融商品が低い信用リスクを有しているとはみなされません。

#### PwCの見解

実務上の便法の使用は任意です。つまり、経営者は低い信用リスクの要求事項を満たす資産に対して、一般的モデルの適用を選択することができます。

このような運用上の単純化は、特に、高い信用格付けの有価証券の大規模ポートフォリオを有する保険会社などの金融機関に救済を与えると見込まれています。この実務上の便法により、低い信用リスクの金融資産について、信用リスクの著しい増大の有無を判定する必要がなくなります。

金融商品は、外部の信用格付けを受ける必要はありません。企業は、「投資適格」のグローバルな信用格付けの定義と整合的な内部の信用格付けを使用することが可能です。

低い信用リスクの単純化は、全期間のECLを認識する上での明確な閾値によるトリガーとなることを意図していません。経営者は、信用リスクが低いとはいえない場合、全期間のECLを認識すべきか否かを判定するために信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価する必要があります。これは、金融商品の信用リスクが、低い信用リスクとして適格ではない程度に増大したという理由のみで、自動的に段階2に含めなければならないということではないことを意味します。経営者は、金融商品の全期間のECLを計算する前に、信用リスクの著しい増大が発生しているかを評価する必要があります。

(4) 当初認識以降に信用リスクが著しく増大したか？

### 一般的モデルの詳細な検討:信用リスクの著しい増大を評価する

金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価する際、経営者は、ECLにおける変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたって発生する債務不履行の発生リスクの変化を検討します。企業は、金融商品の当初認識時点の債務不履行の発生リスクと報告日現在の債務不履行のリスクを比較する必要があります。経営者が債務不履行の発生確率(PD)を使用して評価を行うことを選択する場合、通常、(金融商品の残存期間にわたる)全期間のPDを使用する必要があります。ただし、実務上の便法として、全期間のPDの使用と結果が異ならないと予想される場合は、12か月のPDを使用することができます。

### PwC の見解

12 か月間の PD を使用することが全期間 PD を使用する場合と合理的な近似ではない場合があります。これには、例えば、債務者の支払義務が、融資枠の最初の 12 か月間においては重大でない一括返済ローン、あるいは、信用関連要素の変動が 12 か月を超えて金融商品の信用リスクに影響を与えるローンが含まれます。付録の設例 2 は、12 か月 PD を検討することが適切ではないケースを説明しています。

評価を行うために、利用可能なすべての情報を考慮に入れる必要があります。金融商品に担保が付されている場合、企業は、担保を考慮せずに信用リスクの著しい増大を評価する必要があります。しかし、ECL の計算には、担保からの予想回収を考慮しなければなりません。付録の設例 3 は、評価の実施方法を解説したものです。

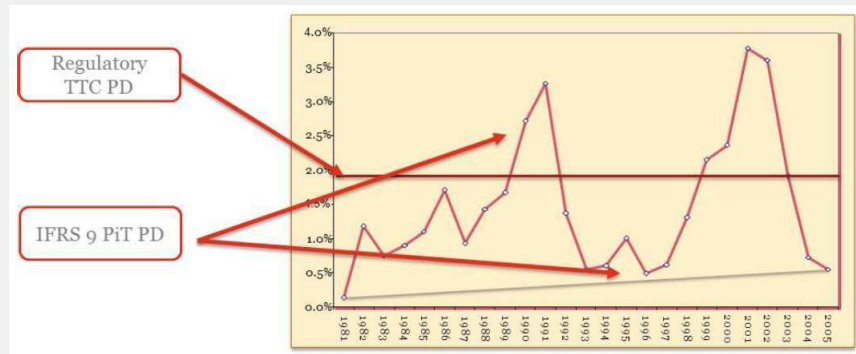
### PwC の見解

当基準は、12 か月 PD の使用が全期間 PD の使用と異なる結果を生じないと見込まれる場合、企業が 12 か月 PD の使用により信用リスクの変化を評価することを認めています。これは、規制上の目的で使用する 12 か月 PD を調整せずに使用できるという意味ではありません。

規制上の目的で使用される 12 か月の予想信用損失は、通常、景気循環全体にわたる（「スルー・ザ・サイクル」(TTC)）債務不履行の発生確率（すなわち、景気循環上ニュートラルな経済条件における債務不履行の発生確率）に基づいており、慎重性について調整することが可能です。IFRS 第 9 号で使用される PD は、「ポイント・イン・タイム」(PiT) の発生確率（すなわち、現時点の経済条件における債務不履行の発生確率）でなければならず、慎重性の調整を含みません。しかし、IFRS 第 9 号上の PD に調整できるのであれば、規制上の PD は適切な出発点となる可能性があります。

IFRS 第 9 号の下では、PD の見積りは、企業が景気循環の中で行動するにつれて変化します。多くの規制上のモデルでは、PD は景気循環の全体を通じて計算されるため、見積りは経済条件の変化にそれほど影響を受けません。したがって、規制上の PD は、PiT の PD とは対照的に、PD の行動上のより長期的な動向を反映します。

その結果、良好な信用環境にある期間、IFRS 第 9 号上の PD (PiT) は、規制上の PD (TTC) より低くなりますが、金融危機に際しては、調整はその逆になります。

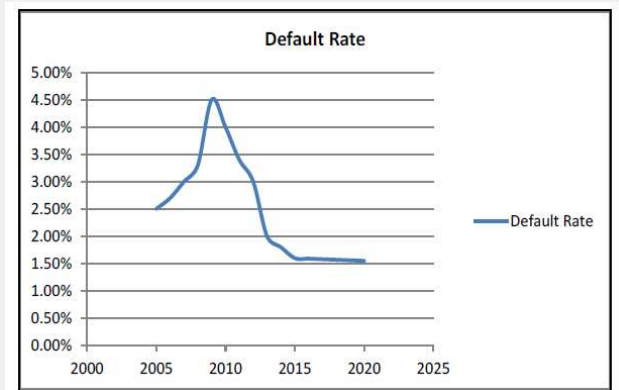


当基準は、TTC PD の PiT PD への調整方法についてガイダンスを提供していません。調整に係るプロセスは複雑であり、判断が要求されます。



## PwC の見解

経営者は、当初認識時点および報告日時点における PD の単純または絶対的な比較は適切でないことを認識する必要があります。その他の全ての条件が一定に保たれている限り、金融商品の PD は、時間の経過とともに減少するはずですが、経営者は、PD を比較する際に、当初認識時点および報告日時点における金融商品の相対的な満期を考慮する必要があります。これは、報告日時点における金融資産の残存期間(5年満期の商品で3年がすでに経過している場合は2年間)の PD は、満期までの最後の2年(つまり4年目と5年目)について、当初認識時に予想された PD と比較する必要があります。経営者は、この要求事項が実務上の困難を伴うと考える可能性があります。



金融商品の信用リスクが著しく増大したかどうかを判定する際に、経営者は過度のコストや労力なしで利用できる、合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければなりません。この情報は、外部の市場指標、内部要因、および借手に固有の情報に係る実際および予想される変化を含まなければなりません。

信用リスクの著しい増大をより容易に評価できる例として、以下の方法が考えられます。

- ✓ ある特定のポートフォリオ(商品の種類ごと および/または地域ごと)について、組成時における最大信用リスク(「組成時信用リスク」)を設定し、その後の報告日ごとにそのポートフォリオの信用リスクを組成時信用リスクと比較する。この方法は、当初認識時点で類似した信用リスクを有する金融商品のポートフォリオについてのみ可能である。
- ✓ 提案されているモデルの目的を達成する限りで、取引相手方の評価を通じた、評価により、信用リスクの増大があったか否かを評価する。
- ✓ 金融商品に関する外部信用格付けに著しい変化が実際に生じた、または著しい変化が予想される。

上記の設例はすべてを網羅しているわけではなく、そのため、信用リスクの著しい増大を評価する他の方法が適用される可能性があります。PD に基づく信用リスクの増大の評価に関する設例については、付録の設例3を参照してください。

通常、金融商品は、減損の客観的な証拠がみられる前または債務不履行が発生する前に信用リスクの著しい増大があります。当基準は、信用リスクの著しい増大が起きているかどうかを判定するために、将来予測的な情報と過去の情報の両方を使用することを要求しています。

全期間の ECL は、金融資産が延滞になる前に認識されると見込まれます。将来予測的な情報が合理的に利用可能な場合、企業は、当初認識時より信用リスクが著しく増大しているかどうかを判断する際に延滞情報だけに頼ることはできません。企業は、信用リスクの著しい増大を示す将来予測的な情報も考慮する必要があります。しかし、延滞状況を示す情報以外のより将来予測的な情報が入手可能でなく、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合には、当初認識時から信用リスクの著しい増大が発生しているという反証可能な推定が置かれます。

期日経過の状況にあるとしても、信用リスクの著しい増大がないという合理的で裏付け可能な証拠がある場合、この推定は反証可能となります。例えば、支払いがないことが、借手の財政上の困難によるものではなく、事務的な過失による場合がこれに該当します。別の例では、債務不履行の発生するリスクの著しい増大と支払の期日経過が30日超である金融資産との間に相関関係がないことが証明されるが、支払の期日経過が60日超の場合には相関関係が識別される過去の証拠に、経営者がアクセスできる場合です。

通常、信用リスクの著しい増大は、時間の経過について、金融資産が信用減損または債務不履行になる前に徐々に発生します。その結果、全期間のECLが遅れることなく、信用減損または債務不履行とみなされる前に認識されます。

#### (4) 当初認識以降に信用リスクが著しく増大したか？

### 信用リスクの増大の評価を実施すべきレベル

当モデルは、個々の商品レベルまたはポートフォリオ・レベルで適用できます。しかし、一部の要因または指標は、商品レベルでは識別できない可能性があります。そのような場合、係る要因または指標は、ポートフォリオ・レベルで評価する必要があります。ポートフォリオ・レベルで入手可能な情報が、ポートフォリオに含まれる金融商品の信用リスクの増大があったことを示す場合には、経営者は、全期間のECLの計算を行わずに、個々の資産レベルのみで評価を行うことはできません。

経営者は、金融商品の性質および特定のグループの金融商品について入手可能な信用リスク情報によっては、金融商品が期日経過になる前に、個々の金融商品の信用リスクにおける著しい変化を識別できない可能性があります。これには、顧客が契約条件に違反するまでは、定期的に個々の商品ベースで入手またはモニターされる信用リスクに関する最新情報がほとんど、または全くない、個人融資などの金融商品が該当する場合があります。

個々の金融商品の信用リスクの変動が期日経過となる前に把握されない場合、個々の金融商品レベルでの信用情報のみに基づく損失評価引当金は、当初認識以降の信用リスクの変動を忠実に表しません。

特定の状況において、経営者は、全期間のECLを測定するための過大なコストまたは労力なしで入手可能な合理的で裏付け可能な情報を、個々の金融商品ベースでは有していません。こうした場合、全期間のECLは、包括的な信用リスク情報を考慮して集合的に認識する必要があります。この包括的な信用リスク情報は、個々の金融商品レベルで当初認識以降に信用リスクの著しい増大があった場合の全期間ECLを認識した結果と近似させるために、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報など、すべての関連する信用情報を織り込まなければなりません。

経営者は、信用リスクの著しい増大を適時に識別できるように意図された分析を精緻化する目的から、共有する信用リスク特性に基づき、金融商品をグルーピングすることができます。企業は、異なるリスク特性の金融商品をグルーピングすることにより、この情報を無にすべきではありません。共有の信用リスク特性の例は、次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- a. 金融商品の形態
- b. 信用リスク格付け
- c. 担保の種類
- d. 組成日
- e. 満期までの残存期間
- f. 業種
- g. 借手の所在地
- h. コミットメントとの比較での担保の価値(債務不履行の発生確率に影響がある場合(例えば、一部の法域におけるノンリコース貸付金))

## PwCの見解

IFRS第9号は、ポートフォリオ分析の実施方法についていくつかの例を提供しています。個々のエクスポージャーは、例えば、所在地または郵便番号、組成時におけるヘッドルーム / アクセスの利用可能性、行動スコアなど、借手固有の共通する特徴に基づき、サブポートフォリオにグループ分けすることが可能です。「ボトムアップ」アプローチ。他の方法として、経営者は、一般情報を使用して信用リスクの著しい増大を経験したポートフォリオの割合を見積り、それに基づいて予想信用損失を算定することもできます。「トップダウン」アプローチ。付録の設例4では、これらのアプローチを説明しています。

経営者が、個々のレベルで利用可能な将来予測的な情報を有しておらず、そのため、期日経過の情報のみを使用して信用リスクの著しい増大を評価する場合（「ボトムアップ」アプローチ）、当基準は、信用リスクの著しい増大があったかどうかを判定するために、経営者がポートフォリオ・レベルで将来予測的な情報も考慮することを要求しています（「トップダウン」アプローチ）。

(5) 12 か月間の ECL を認識し、帳簿価額総額に対する金利収益を算定する

(6) 全期間の ECL を認識する

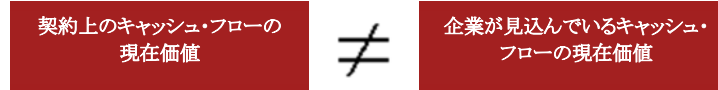
## ECLの測定

ECL は、信用損失の確率加重見積りです。信用損失は、契約に従い企業に支払うべきキャッシュ・フローと受取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの間の差異を、企業が当初の実行金利で割引いた後の金額です。ECL は支払の金額とタイミングを考慮しているため、企業が、全額ではあるが契約上の支払期日を経過した支払を受けた場合も、信用損失が発生します。

以下の図は、金融資産およびローン・コミットメントの ECL を示します。

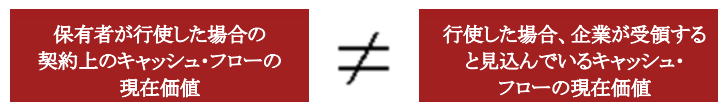
### 金融資産

ECL は、以下との間において、金融商品の残存期間における差異の確率加重見積りを表します。



### 未行使のローン・コミットメント

ECL は、以下の間の金融商品の残存期間における差異の加重平均見積りを表します。



(12 か月 ECL か全期間の ECL かにかかわらず) ECL を計算する際には、貨幣の時間価値を考慮しなければなりません。経営者は、企業が受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローを、当初認識時に決定された実効金利、または ECL を計算するためのその近似で割引かなければなりません。金融商品の金利が変動金利である場合、ECL は、現在の実効金利を用いて割引く必要があります。

FVOCI 区分に分類される金融資産の ECL を計算する際、ECL の引当金の変動は純損益（「損益計算書」）に影響を与えません。当モデルでは、損益計算書における減損費用は、現行の IAS 第 39 号のガイダンスを適用する場合よりも常に早い時期に発生し、FVOCI 区分に分類される金融資産についても変わりません。付録の設例 5 では、FVOCI 区分に分類される金融資産の信用損失の見積りを説明します。

ローン・コミットメントの ECL の見積りは、当該ローン・コミットメントの行使額の期待値と整合的であるべきです。すなわち、経営者は、12 か月の ECL を見積る場合の報告日から 12 か月以内に行使されるローン・コミットメントの予想部分と、全期間の ECL を見積る場合のローン・コミットメントの予想期間にわたって行使されるローン・コミットメントの予想部分を考慮する必要があります。

金融保証契約について、経営者は、保証されている金融商品の契約条件に基づき、債務者による債務不履行の場合にのみ支払いを行うことが要求されます。したがって、キャッシュ不足額は、保有者に生じた信用損失を弁済するための支払見込み額から、経営者が保有者、債権者又はその他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除した額です。資産が全額保証されている場合、金融保証契約のキャッシュ不足額の見積りは、保証の対象となる資産のキャッシュ不足額の見積りと合致します。

企業は、報告日において信用減損があるが、購入または組成した信用減損金融資産ではない金融資産について、資産の総額での帳簿価額と、金融資産の当初の実効金利で割り引いた見積り将来キャッシュ・フローの現在価値との差異として ECL を測定する必要があります。

### **PwC の見解**

当基準は、ローン・コミットメントの ECL を計算する期間を見積る際に、経営者がエクスポージャーが悪化した場合に採用する信用リスク管理活動(例えば、未行使限度額の減額または廃止)について考慮する必要のあることを定めています。

これは、信用リスクを補償する行使時の金利調整が契約上で規定されている場合のローン・コミットメントに影響を与える可能性があります。企業は、ローン・コミットメントの ECL を見積る際にこの特徴を考慮に入れる必要があります。

(5) 12 か月間の ECL を認識し、帳簿価額総額に対する金利収益を算定する

(6) 全期間の ECL を認識する

## ECL の見積り期間

ローン・コミットメントについては、ECL が測定される最大の期間は、企業が信用リスクに晒される最大の契約期間です。

いくつかの金融商品には、例えば、リボルビング融資枠など、融資および未行使コミットメントの両方の構成要素が含まれます。そのような場合、返済を要求し、未行使コミットメントを解約する企業の契約上の能力は、信用損失に対する企業のエクスポージャーが契約期間を超えることを必ずしも制限するものではありません。それらの金融商品について、経営者は、信用リスクに晒されている期間が最大の契約期間を超える場合であっても、企業が信用リスクに晒されており、ECL が信用リスク管理活動によって低減されない期間にわたって ECL を測定する必要があります。

これらの種類の金融資産について、ECL の見積り期間を決定する際に考慮すべき要素は、以下の通りです。

- 類似の金融商品について企業が信用リスクに晒された期間
- 信用リスクの増大後の、類似した金融商品に発生した関連する債務不履行の期間の長さ
- 企業が、当該金融商品の信用リスクが増大した際、未行使限度額の減額または廃止など取ることが予想される信用リスク管理活動

### PwC の見解

当基準は、ECL 認識に対するこの例外が、貸出金と、返済または未行使コミットメントの解約を要求できることが信用損失へのエクスポージャーを限定しない未行使のコミットメントの要素との双方を含む金融商品に対してのみ、適用されることを明確にしています。この例外は、他の種類の金融商品に適用すべきではありません。

経営者は、クレジットカード等これらの種類の金融商品の実際の行動上の期間 (behavioural life) を決定するために重要な判断を行う必要があります。

(5) 12 か月間の ECL を認識し、帳簿価額総額に対する金利収益を算定する

(6) 全期間の ECL を認識する

## ECL の測定: 考慮すべき情報

当基準では、経営者は、以下を反映する方法において金融商品の残存期間にわたる予想信用損失を測定しなければならないと定めています。

- 一定範囲の起こり得る結果を評価することによって決定した、偏りのない、加重平均された金額
- 貨幣の時間価値
- 過去の事象、現在の状況および将来の事象の合理的で裏付け可能な予測ならびに報告日時点の経済状況に関する合理的で裏付け可能な情報

ECL を見積る際に、経営者は、合理的に利用可能な情報を考慮する必要があります。これには、過去の事象、現在の状況ならびに将来事象の合理的で裏付け可能な予測および経済状況に関する情報が含まれます。見積りに要求される判断の程度は、詳細な情報の利用可能性に依存します。付録の設例7をご参照ください。

「合理的で裏付け可能な予測」を超える期間について、経営者は、現在の状況、将来の事象および経済状況の予測に関する報告日時点の情報を考慮することによって、その予測を最も良く反映する方法を検討する必要があります。



予測の対象期間が増大するに従って、詳細な情報の利用可能性は低下し、ECL を見積るための判断の程度が増大します。ECL の見積りには、将来の遠い各期間についての詳細な見積りは必要ありません。そうした期間については、経営者は利用可能な詳細な情報から予測を推定することができます。

#### **PwC の見解**

*当基準は、利用可能な情報からどのように予測を行うかについて具体的に記載していません。*

*さまざまな推定の方法を用いることができます。例えば、経営者は、残存期間にわたり平均 ECL を適用する、または、直近の利用可能な予測に基づく一定比率の予想信用損失を使用することができます。これらは一例にすぎませんが、他の方法を適用することも可能です。経営者はひとつのアプローチを選択し首尾一貫してそのアプローチを適用する必要があります。*

*これは、減損引当金に大きな影響を与える可能性のある高度な判断を要する領域です。*

当基準では、ECL の見積りが、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額を反映することを要求しています。少なくとも 2 つの結果を考慮しなければならないと規定されています。とりわけ、経営者は、信用損失が起きる可能性と起きない可能性とを考慮する必要があります。

実務上、これは複雑な分析である必要はありません。場合によっては、比較的単純なモデルで十分であり、多数の詳細なシナリオのシミュレーションの必要はありません。例えば、リスク特性を共有している金融商品の大きなグループの平均信用損失が、確率加重金額の合理的な見積りとなる場合があります。そうでない状況では、特定の結果に係るキャッシュ・フローの金額および時期ならびに当該結果の確率の見積りを特定する複数のシナリオが必要となる可能性があります。

#### **条件変更**

企業が金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更を行い、その条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合、資産の総額での帳簿価額について、改訂後の契約上のキャッシュ・フローを反映するように調整しなければなりません。新しい総額での帳簿価額は、改訂後の契約上の見積将来キャッシュ・フローを資産の当初の実行金利で割引いた現在価値で決定しなければなりません。その結果生じる調整は、条件変更に基づく損失または利得として純損益に計上しなければなりません。

条件変更された資産は、信用リスクにおける著しい増大が発生しているかどうかを判定するために、その他の金融商品と同じ方法で評価する必要があります。経営者は、資産の改訂後の契約条件に基づく報告日現在の信用リスクを考慮する必要があります。この信用リスクを金融資産の当初の改訂前の契約条件に基づく当初認識時点の信用リスクと比較します。この比較が信用リスクの著しい増大を示していない場合、損失評価引当金について 12 か月の ECL で測定します。付録の設例 8 は、このアプローチを解説したものです。

#### **PwC の見解**

*上記のガイダンスは、条件変更が資産の認識の中止をもたらさない場合にのみ適用できます。*

*条件変更が認識の中止をもたらす場合、条件変更日は、新しい金融資産の当初認識日として処理され、その信用リスクの著しい増大は、同日現在の信用リスクに対して監視される必要があります。*



## 担保

ECL の測定について、予想されるキャッシュ不足額の見積りは、契約条件の一部であり、企業により個別に認識されていない担保およびその他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを反映しなければなりません。

担保付の金融商品に係る期待キャッシュ・フロー不足額の見積りは、当該担保に係る抵当権実行により見込まれるキャッシュ・フローの金額および時期から、当該担保の取得および売却のためのコストを控除したものを反映します。これは、抵当権実行の可能性が高いかどうかを問いません(すなわち、期待キャッシュ・フローの見積りは、抵当権実行の確率とそれにより生じるキャッシュ・フローを考慮します)。その結果、契約の満期を超えた担保の実現から見込まれるキャッシュ・フローをこの分析に含む必要があります。他の基準において資産としての認識要件を満たす場合を除き、抵当権実行により取得した担保は担保付の金融商品と別個の資産としては認識しません。

## 表示

経営者は、金利収益を、純損益およびその他の包括利益計算書に独立の表示科目として表示しなければなりません。また、減損損失(減損損失の戻り入れまたは減損利得を含む)も、独立の表示科目として表示しなければなりません。

企業は、以下のように、財政状態計算書において ECL を認識しなければなりません。

- 償却原価で測定される金融資産およびリース債権の損失評価引当金
- ローン・コミットメントおよび金融保証契約の引当金(すなわち、負債)

その他の包括利益を通じて公正価値で強制的に測定される金融資産について、減損累計額は、財政状態計算書に独立して表示されません。ただし、企業は、財務諸表の注記において損失評価引当金を開示しなければなりません。

## 開示

ECL から生じた財務諸表上の金額および信用リスクの悪化と改善の影響を識別し、説明するために、広範な開示が要求されます。重要な開示の要求事項の例を、以下に示します。

### 定量的開示

変化の主な決定要因を示す損失評価引当金の期首金額と期末金額の調整表

変化の主な決定要因を示す総額での帳簿価額の期首金額と期末金額の調整表

信用リスクの等級別の総額での帳簿価額

直接償却、回収、および条件変更

### 定性的開示

ECL を見積る際に使用したインプット、仮定、および見積技法

信用リスクの著しい増大および債務不履行を判定するために使用したインプット、仮定、および見積技法

信用減損資産を判定するために使用したインプット、仮定、および技法

直接償却の会計方針、条件変更の方針および担保

情報の詳細度により、システムおよびプロセスの重大な変更が求められる可能性が高いため、この新しい開示は、経営者(特に金融機関)にとって難しい課題となります。

当基準および適用ガイダンスは、提供が求められる開示の詳細度を説明しています。

## 経過措置

IFRS 第9号は、企業が当基準を早期適用することを認めています。ただし、企業は、2015年2月1日以後、IFRS 第9号の旧版を早期適用できません。経営者が当該日付以後に当基準を早期適用することを選択する場合、分類及び測定、ヘッジ会計、および自己の信用リスクを含む、当基準におけるすべての規定を適用することが求められます。

当基準は、遡及適用しなければなりません。比較情報の修正再表示は要求されていませんが、企業が事後的判断を使用せずに修正再表示を行うことが可能な場合には、比較情報の修正再表示が認められています。企業が比較情報を修正再表示しない場合、新基準の適用の影響について、初度適用した事業年度における利益準備金の期首残高を調整しなければなりません。

IFRS 第9号には、遡及適用を容易にするため、いくつかの実務上の簡便処理が含まれています。これらの簡便処理のすべてを初度適用日に適用しますが、これは新基準の公表後の報告期間の期首でなければなりません。

### 移行時の実務上の簡便処理

- 当初認識からの信用リスクの著しい増大の有無を判断するために、以下を適用する必要があります。
  - 当初適用日時点で信用リスクが低いとみなされる金融商品について、低い信用リスクの簡便処理
  - 経営者が当初認識より信用リスクの著しい増大を認識している場合に限り、「30 日期日経過」という反証可能な推定
- 金融商品の当初認識時の信用リスクを、適用開始日に算定するのに過大なコストまたは労力が必要となる場合、この金融商品の認識が中止されるまで、各報告日に信用リスクが低いかどうかの検討のみに基づき、損失評価引当金を算定しなければなりません。

### 経過の開示

適用開始日に、経営者は、IAS 第39号に基づく期末の減損引当金またはIAS 第37号に基づく引当金から、IFRS 第9号に基づいて決定した期首の損失評価引当金への調整が可能な情報を開示することを要求されます。金融資産について、IAS 第39号およびIFRS 第9号に基づく関連する金融資産の測定区分により開示しなければならず、同日の減損評価引当金の測定区分により、変動の影響を個別に示さなければなりません。

## 適用上の課題

当基準は、特に金融機関にとって適用が非常に難しい課題となります。

現在、大半の企業は、当基準によって要求される量の信用情報を収集していません。企業は、要求される情報を収集するために、既存の信用および情報システムを大幅に変更する必要があります。

経営者は、12 か月の ECL および全期間の ECL の両方を決定するために新しいモデルを構築する必要があります。これには、複雑な判断が要求されます(例えば、債務不履行の定義、低い信用リスクの定義およびリボルビング融資枠の実際の行動上の期間)。企業が当基準の要求事項を遵守する準備が整うまでの適用プロセスには、相当の時間が必要になると見込まれます。

## 付録一 設例

### 設例 1: 引当マトリクスの使用

IFRS 第 9 号は、営業債権の例外を適用する際の ECL の見積方法について、次の設例を提示しています。

ある非金融機関が、重大な財務要素を含まない営業債権を保有しています。この非金融機関は、財務諸表に認識すべき ECL の金額を算定するために、過去の観察された債務不履行率に基づいた引当マトリクスを設定しています。これは、将来予測的な見積りによる調整を加え、次のように ECL を算定することを定めています。

- 期日経過なし:(帳簿価額の)0.3%
- 1-30 日の期日経過:1.6%
- 31-60 日の期日経過:3.6%
- 61-90 日の期日経過:6.6%
- 90 日超の期日経過:10.6%

**分析:**当基準は、営業債権の ECL の認識に、引当マトリクスを使用することを認めています。企業は、損失率を決めるために、過去の信用損失の経験、およびより将来予測的な情報を用いる必要があります。

### 設例 2: 債務不履行の発生確率(PD)に基づく信用リスクの増大の評価

当基準は、信用リスクの著しい増大があったか否かの評価方法について、いくつかの設例を提示しています。ここでは説明目的のために、以下に設例のひとつを提示します。

企業 B が、それぞれ CU1,000 相当で 5 年一括返済の貸付金 1000 件からなるポートフォリオを取得します(すなわち、合計で CU1,000,000)。当該ポートフォリオの 12 か月間の平均 PD は 0.5% です。企業 B は、当該貸付金には今後 12 か月を超える重大な支払義務があるため、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったか否かを判定するためには、12 か月 PD の変動は適切ではないと決定しています。

報告日現在で、企業 B は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はないと決定し、このポートフォリオの平均の債務不履行の場合の損失率(LGD)は 25% であると見積もりました。企業 B は、集合的に損失引当金を測定することが適切であると判断しています。企業 B は、12 か月 ECL と同等の金額で、集合的に損失引当金を測定します。

**分析:**このケースにおいて、企業は、当該金融商品は 12 か月の期間を超える重大な支払を有しているため、信用リスクの変動を決定するために 12 か月 PD を使用することが全期間 PD の合理的な近似ではないと判断しました。

### 設例 3: 債務不履行の発生確率(PD)に基づく信用リスクの増大の評価

IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大があったか否かの評価を行う方法について、いくつかの設例を提示しています。ここでは説明のために、以下に設例のひとつを提示します。

企業 H は不動産資産を所有しており、その資金は、今後 12 か月間の債務不履行の発生確率(PD)が 0.5%で、銀行 Z から期間 5 年の借入で賄われています(企業 H は、この特定の金融商品について、12 か月 ECL の変動は、全期間 ECL の変動の合理的な近似とみなされると判定しました)。当該借入は、不動産に対する第一順位の担保で保証されています。

当初認識以降、経済不況により企業 H の収益と営業利益は減少しています。さらに、規制強化が予定されており、これが収益および営業利益にさらに不利な影響を与える可能性があります。企業 H の事業へのこうした不利な影響は、重大で継続的なものとなる可能性があります。

こうした最近の事象および予想される経済状況の悪化の結果、企業 H のフリー・キャッシュ・フローは、計画している借入金返済のカバレッジがタイトになる時点まで減少する見込みです。銀行 Z は、キャッシュ・フローがさらに悪化すると、企業 H は融資の契約上の支払ができずに期日経過となる可能性がある見積もっています。

このような事実の結果、PD は 15%増加して 15.5%になります。

報告日現在で、企業 H に対する貸付金の信用リスクは低くないと見なされています。そのため、銀行 Z は、保有する担保の価値にかかわらず、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価する必要があります。銀行 Z は、キャッシュ・フローの悪化がわずかであっても、企業 H が融資契約上の返済ができない可能性があるため、報告日現在において相当の信用リスクに晒されていることに留意しています。その結果、銀行 Z は、当初認識以後、信用リスク(すなわち、債務不履行の発生リスク)は、著しく増大していると決定します。したがって、銀行 Z は、企業 H に対する貸付金に全期間の予想損失を認識します。

全期間の予想信用損失を認識する必要がありますが、予想信用損失の金額は、不動産価値に対して担保から回収が見込まれる金額を反映しており、そのため予想信用損失は非常に少額になる可能性があります。

**分析:**このケースにおいて、銀行は、信用リスクの著しい増大が発生したかどうかを決定するため、PD および(マクロ経済や顧客固有の情報などの)他の情報を考慮しました。LGD 情報のみに基づく評価では、当該資産についての信用リスクが著しく増大しているとは識別されなかったでしょう。それにもかかわらず、ECL を算定する際に、銀行は、担保からの予想回収額を織り込む必要があります。

## 設例 4:信用リスクの変動に対する反応(個別評価およびポートフォリオ評価)

IFRS 第 9 号は、個別およびポートフォリオの分析をどのように実施するかに関するいくつかの設例を提示しています。ここでは、説明目的のために、設例のひとつを以下に提示しています。

銀行 ABC は、3 つの異なる地域で住宅用不動産の購入資金となる住宅ローンを提供しています。銀行は、信用スコアに基づいて受入要件を設けており、信用スコアが「受入レベル」を上回るローンは、借手が契約上の支払義務を果たすことができると考えられ、承認されます。新規の住宅ローンを組成する際に、銀行 ABC は信用スコアを使用して、当初認識時における債務不履行の発生リスクを算定します。

### 個別評価

地域 1 では、銀行 ABC は住宅ローンのそれぞれを自動化した行動スコアリングのプロセスにより月次で評価しています。スコアリングのモデルが基礎とするのは、現在および過去の期日経過の状況、負債水準、融資測定値 (LTV 測定値)、銀行 ABC との他の金融商品についての顧客の行動、ローンの規模、およびローンの組成後の経過期間です。銀行 ABC は、最近の売却事例を用いて不動産価値の再見積りを行う自動化したプロセスによって、定期的に LTV 測定値を更新します。過去のデータは、住宅不動産の価値と住宅ローンの債務不履行の率(行動スコアに織り込まれている)の間の強力な相関関係を示します。銀行 ABC は、個人顧客について行動スコアの悪化があった場合、住宅ローンが期日経過になる前に、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を識別することができます。

信用リスクの増大が著しい場合、全期間 ECL と同額の損失評価引当金が認識されます。信用リスクの増大が著しくない場合、引き続き 12 か月 ECL と同額の損失評価引当金が認識されます。損失評価引当金は、損失の重大さを見積もるために LTV 測定値を用いて測定されます。銀行 ABC が、例えば、銀行は、予想された不動産価格の下落を反映させるために、行動スコアをアップデートできない場合、当初認識以降に信用リスクの重大な増大があったローンを決定し、ポートフォリオ評価を行う際に過大なコストおよび労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて、それらのローンについて全期間の予想信用損失を認識します。

### ポートフォリオの評価

地域 2 および地域 3 では、銀行 ABC は自動化したスコアリングの能力を有していません。その代わりに、銀行 ABC は、信用リスク管理目的のために、過去の期日経過の状況により、債務不履行の発生リスクを追跡します。30 日超の期日経過のあるすべてのローンについて、損失評価引当金を全期間の ECL と同額で認識します。銀行 ABC は期日経過状況の情報を唯一の借手固有の情報として使用しますが、過大なコストまたは労力なしに利用可能な他の合理的で裏付け可能な将来予測の情報をも考慮し、全期間の予想信用損失を期日経過が 30 日以内の貸付金について認識すべきかどうかを評価します。これは、信用リスクのすべての著しい増大について全期間の予想信用損失を認識するという IFRS 第 9 号の 5.5.4 項の目的を満たすために必要です。

地域 2 は、石炭および関連製品の輸出に大きく依存している鉱山地域を含んでいます。銀行 ABC は、石炭の輸出の大幅な減少に気付いており、いくつかの炭鉱の閉鎖を予想しています。失業率の上昇が予想されるため、それらの顧客が報告日に期日経過をしていなくても、炭鉱に依存しているこれらの地域の借手への住宅ローンに係る債務不履行の発生リスクが著しく増大していると判断されます。銀行 ABC は、雇用の主たる源泉として炭鉱に依存している顧客を識別するために、顧客が雇用されている産業別に住宅ローンのポートフォリオを区分けします(すなわち「ボトムアップ」アプローチ)。こうした住宅ローンについて、銀行 ABC は、引き続き、地域 2 におけるすべての他の住宅ローンについての 12 か月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を認識します。しかし、この地域社会で炭鉱に依存している借手に対する新規に組成したローンは、12 か月の ECL と同額の信用評価引当金となります。これは、当初認識以降に信用リスクの著しい増大を経験していないためです。

地域 3 では、銀行 ABC は、住宅ローンの予定期間における金利の上昇の結果として、債務不履行のリスクの増大、したがって信用リスクの増大を予想しています。過去には、特に顧客が固定金利の住宅ロ



ーンを有しない場合に、金利の上昇が地域 3 における住宅ローンに係る将来の債務不履行の先行指標となっていました。銀行 ABC は、地域 3 の変動金利住宅ローンのポートフォリオは同質であり、地域 2 とは異なり、信用リスクが著しく増大したと見込まれる顧客を示す共通のリスク特徴に基づく特定のサブポートフォリオを識別することはできないと判断します。しかし、地域 3 における住宅ローンの性質は同質であるため、銀行 ABC は、当初認識以降に信用リスクが著しく増大しているポートフォリオ全体の一部について評価できると決定します(すなわち、「トップダウン」アプローチが使用できる)。過去の情報に基づき、銀行 ABC は、200 ベーシス・ポイントの金利の上昇が変動金利ポートフォリオの 20% に信用リスクの著しい増大をもたらすと見積っています。そのため、予想される金利上昇の結果として、銀行 ABC は、地域 3 における住宅ローンの 20% の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したと判断します。したがって、銀行 ABC は、変動金利の住宅ローンのポートフォリオの 20% について全期間の ECL を認識し、ポートフォリオの残りについて 12 か月の ECL と同額の損失評価引当金を認識します。

**分析:** このケースで銀行は、個別評価において過去の期日経過情報のみを考慮する場合に、より将来予測的な情報を用いてポートフォリオ・レベルで信用リスクの変動の評価を完成させることが求められています。この評価を完成させるために、銀行は、各ポートフォリオについて利用可能な情報に基づき、「ボトムアップ」と「トップダウン」の両方のアプローチを使用します。両アプローチは、当基準に従い許容可能です。

さらに、所定のポートフォリオの一部のみ信用リスクの著しい増大があったことを識別した場合、企業はポートフォリオを再区分する必要があります。これは、リスクの特徴が違ってくことを示す可能性があり、そのためポートフォリオを再分割する必要があることを示しています。

## 設例 5: 予想信用損失の見積り—FVOCI

IFRS 第 9 号は、ECL の見積り方法についていくつかの設例を提示しています。ここでは説明目的のために、設例のひとつを以下に提示しています。

ある企業が、20X0 年 12 月 15 日に公正価値が CU1,000 の負債性金融商品を購入し、当該負債性金融商品を、その他の包括利益を通じて公正価値 (FVOCI) で測定します。当該金融商品は、10 年の契約期間にわたり、(市場関連の金利である) 5% の金利が付いており、実効金利は 5% です。企業は、当初認識時に、当該資産が購入または組成した信用減損資産でないと判断しています。

	借方	貸方
金融資産—FVOCI	CU 1,000	
現金		CU1,000

20X0 年 12 月 31 日(報告日)に、当該負債性金融商品の公正価値が、市場金利変動の結果として、CU950 に減少しました。企業は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はなかったと判断し、ECL を 12 か月の ECL と同額の CU30 で測定する必要があると判断します。単純化のため、金利収益の受取についての仕訳は示していません。

	借方	貸方
減損費用(純損益)	CU 30	
その他の包括利益	CU 20	
金融資産—FVOCI		CU 50

報告日現在のその他の包括利益における累積的損失は CU20 でした。当該金額は、認識済みの 12 か月の予想信用損失を表す減損累計額の変動(CU30)で相殺された公正価値の変動合計 CU50(すなわち、CU1,000－CU950)により構成されています。

20X1年1月1日に、企業は、同日時点の公正価値である CU950 で当該負債性金融商品の売却を決定しています。

	借方	貸方
現金	CU 950	
金融資産—FVOCI		CU 950
売却損(純損益)	CU 20	
その他の包括利益		CU 20

**分析:**FVOCI カテゴリーに分類される金融資産の ECL を算定する際、ECL 引当金の変動は純損益に影響します。このモデルでは、純損益の減損費用は常に、現行の IAS 第 39 号のガイダンスに従う場合に比べてより早期に発生することになり、これは FVOCI カテゴリーに分類される金融資産についても変わりありません。

## 設例 6:リボルビング融資枠

IFRS 第 9 号は、リボルビング融資枠の ECL の見積り方法についていくつかの設例を提示しています。ここでは説明目的のために、設例のひとつを以下に提示しています。

銀行 A は、地域の百貨店と提携したクレジットカードを顧客に提供しています。このクレジットカードは、1 日の通告期間を有しており、通告後に銀行 A はクレジットカード(行使金額および未行使金額の両方について)を解約する契約上の権利を有します。しかし、銀行 A は、金融商品の通常の日々の管理においてクレジットカードを解約する契約上の権利を行使せず、信用リスクの増大に気付き顧客の個別監視を開始した時点でのみ融資枠を解約します。そのため、銀行 A は、信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通告期間に制限するクレジットカードを解約する契約上の権利を考慮しません。銀行 A は、信用リスクの管理目的上、評価すべき顧客からの契約上のキャッシュ・フローは 1 セットのみであり、報告日の行使残高と未行使残高は区別されないと考えています。そのため融資枠レベルでポートフォリオが管理され、予想信用損失が測定されます。

報告日に、クレジットカード・ポートフォリオの未行使残高は CU60,000 であり、利用可能な融資枠は CU40,000 です。銀行 A は、以下を考慮して、報告日時点で融資枠に係る信用リスクに晒されると予想する期間を見積もることにより、当該ポートフォリオの予想期間を決定します。

- 類似するクレジットカードのポートフォリオについて信用リスクに晒された期間
- 類似の金融商品で関連する債務不履行が発生した期間の長さ
- 未行使限度額の減額または廃止など、類似する金融商品に係る信用リスクの増大により、信用リスク管理活動を招いた過去の事象

銀行 A は、クレジットカード・ポートフォリオの予想期間は 30 か月であると判定しています。銀行 A は、報告日現在において当初認識以降におけるポートフォリオの信用リスクの変動を評価し、ポートフォリオの 25% のクレジットカード融資枠に係る信用リスクが当初認識時より著しく増大したと判断しました。全期間の予想信用損失を認識しなければならない融資枠の残高は CU20,000 であり、利用可能な未行使融資枠は CU10,000 です。

銀行 A は、予想信用を測定する際に、ポートフォリオの予想期間(すなわち、30 か月)にわたる将来の引出額に関する予想を検討し、顧客が債務不履行に陥った場合にポートフォリオの残高(すなわち、債務不履行時のエクスポージャー)をどのように予想するかを見積もります。銀行 A は、信用リスク・モデルを使用することにより、全期間の予想信用損失を認識すべきクレジットカード融資枠に係る債務不履行時のエクスポージャーを CU25,000(すなわち、行使残高 CU20,000 + 利用可能な未行使コミットメントより CU5,000 の追加引出額)であると決定しています。12 か月の予想信用損失を認識すべきクレジットカー

ト融資枠の債務不履行時のエクスポージャーは CU45,000(すなわち、行使残高 CU40,000 および今後 12 か月にわたる未行使コミットメントより CU5,000 の追加引出額)です。

銀行 A によって決定された債務不履行時のエクスポージャーおよび予想期間は、クレジットカード・ポートフォリオに係る全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失を測定するために使用されます。銀行 A は、融資枠レベルに係る予想信用損失を測定するため、未行使コミットメント部分に係る予想信用損失とローン部分に係る予想信用損失を個別に識別することができません。銀行 A は、未行使コミットメントの予想信用損失とローン部分の損失評価引当金を一緒に財政状態計算書にて認識します。合算した予想信用損失が金融資産の帳簿価額の総額を上回る範囲まで、予想信用損失を引当金として表示しなければなりません。

**分析：**リボルビング融資枠に係る ECL を見積もる場合、予想期間が契約期間よりも長くなる可能性があります。

## 設例 7: 予想信用損失の見積り

IFRS 第 9 号は、ECL の見積り方法についていくつかの設例を提示しています。ここでは説明目的のために、設例のひとつを以下に提示しています。

企業 A は単一の 10 年償却の貸付金を CU1 百万で組成します。企業 A は、同様の信用リスクを有する金融商品についての予想(過大な労力またはコストなしに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いる)、借手の信用リスク、および今後 12 か月の経済見通しを考慮に入れて、当初認識時における当該貸付金は今後 12 か月間に 0.5% の PD を見積ります。また企業 A は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったか否かを判断する際に、12 か月の PD の変動は全期間の PD の変動と合理的に近似していると判断します。

報告日(ローンの支払期限が満期になる前)において、12 か月の PD に変動はないため、企業 A は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はなかったと判断しました。企業 A は、当該貸付金が債務不履行となった場合には総額での帳簿価額の 25% が失われると判定しています(すなわち、LGD は 25%)。企業 A は、損失評価引当金を 0.5% の 12 か月 PD を用いた 12 か月の ECL と同額で測定しています。この計算は、債務不履行が生じない確率が 99.5% であることを暗に示しています。報告日において、12 か月の ECL に係る損失評価引当金は、CU1,250 (0.5% × 25% × CU1,000,000) です。

企業 B が、それぞれ CU1,000 相当の貸付金 1,000 件からなる平均 12 か月間の PD が 0.5% のポートフォリオを取得します(すなわち、合計で CU1 百万)。企業 B は、当該貸付金が今後 12 か月を超える重大な支払義務を有しているため、当初認識以降の信用リスクの著しい変動があったかどうかを判定する際に、12 か月の PD の変動を考慮するのは適切ではないと判断しました。そのため、報告日に、企業 B は、当該ポートフォリオの信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するために全期間の PD の変動を使用します。

企業 B は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大はないと判断し、このポートフォリオの平均 LGD は 25% であると見積もりました。企業 B は、IFRS 第 9 号に従い、集合的に 損失引当金を測定することが適切であると決定しています。報告日における 12 か月 PD は 0.5% のままです。そのため、企業 B は、平均 0.5% の 12 か月 PD に基づく 12 か月の予想信用損失と同額の損失評価引当金を集合的に測定します。この計算は、債務不履行が生じない確率が 99.5% であることを暗に示しています。報告日現在において、12 か月の予想信用損失に係る損失評価引当金は CU1,250 (0.5% × 25% × CU1,000,000) です。

**分析：**この設例は、ECL 引当金の算定に使用された情報およびプロセスが、各金融商品の性質および状況によって異なることを説明しています。

## 設例 8: 条件変更された金融商品

IFRS 第9号は、条件変更された金融商品のECLの見積り方法について、いくつかの設例を提示しています。ここでは説明目的のために、設例のひとつを以下に提示しています。

銀行Aは、満期時に契約上の未払金を全額返済することを要求している5年の貸付金を組成します。契約上の額面金額はCU1,000で金利は年5%です。実効金利は5%です。銀行Aは、第1報告期間末(期間1)において、当初認識以降に信用リスクの著しい増大がなかったため、損失評価引当金を12か月の予想信用損失と同額で認識します。損失評価引当金の残高CU20が認識されます。

銀行Aは、続く報告期間(期間2)において当該貸付金に係る信用リスクが著しく増大していると判断しました。この増大の結果、銀行Aは当該貸付金について全期間の予想信用損失を認識します。損失評価引当金の残高はCU30です。

銀行Aは、第3年報告期間(期間3)の期末に、借手の重大な財政的困難を受け、当該貸付金に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更を行いました。当該貸付金の融資期間を1年延長し、条件変更日時点での残余期間は3年になります。この条件変更は、銀行Aによる当該貸付金の認識の中止を発生させません。

銀行Aは、この条件変更の結果、当該貸付金の総額での帳簿価額と条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該貸付金の当初の実効金利5%で割り引いた現在価値を再計算します。再計算された帳簿価額の総額と条件変更前の帳簿価額の総額との差額が、条件変更損益として認識されます。銀行Aは、当該貸付金の総額での帳簿価額に対して条件変更損失(CU300と算定される)を認識し、帳簿価額をCU700に減額し、条件変更損失CU300を純損失に認識します。

さらに、銀行Aは、条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを考慮に入れて、当該貸付金の損失評価引当金を引き続き全期間の予想信用損失と同額で測定しなければならないのかを評価します。銀行Aは、(条件変更後のキャッシュ・フローを考慮に入れた)現在の信用リスクを(当初の条件変更前のキャッシュ・フロー)に係る当初認識時の信用リスクと比較します。銀行Aは、当該貸付金は報告日に信用減損していないと判断し、損失評価引当金を引き続き全期間の予想信用損失と同額で測定します。全期間の予想信用損失の損失評価引当金は、報告日現在でCU100となります。

期間	期首の総額での帳簿価額 A	減損(損失)/利得 B	条件変更(損失)/利得 C	金利収益 D 総額: A×5%	キャッシュ・フロー E	期末の総額での帳簿価額 F=A+C+D-E	損失評価引当金 G	期末の償却原価 H=F-G
1	CU1,000	(CU20)		CU50	CU50	CU1,000	CU20	CU980
2	CU1,000	(CU10)		CU50	CU50	CU1,000	CU30	CU970
3	CU1,000	(CU70)	(CU300)	CU50	CU50	CU700	CU100	CU600

銀行Aは、その後の各報告日において信用リスクの著しい増大があったかどうかの評価を、当該貸付金の当初認識時の信用リスク(当初の、条件変更前のキャッシュ・フローに基づく)と報告日現在の信用リスク(条件変更後のキャッシュ・フローに基づく)とを比較することにより行います。

貸出金の条件変更後の2つの報告期間末(期間5)において、条件変更日の予想に比較して借手の業績が事業計画を上回りました。さらに、事業の見通しが過去の予想よりも上向きになっています。銀行Aは、過大なコストまたは労力をかけずに利用可能なすべての合理的かつ裏付け可能な情報の評価により、当該貸付金に係る全体的な信用リスクが低下し、当該貸付金の予想期間にわたり発生する債務不履行のリスクが減少していることが示されているため、報告期間末における借手の内部的な信用格付けを修正します。

銀行 A は、全体として良好に進展していることを踏まえ、状況を再判定して、当該貸付金の信用リスクは低下し当初認識以降の信用リスクの著しい悪化がなくなっていると結論付けます。その結果、銀行 A は再び、損失評価引当金を 12 か月の予想信用損失と同額で測定します。

**分析:** 条件変更が金融資産の認識の中止をもたらさなかったため、銀行 A は引き続き、報告日の信用リスクを当初認識時の信用リスクと比較することにより、信用リスクの増大を評価する必要があります。当モデルは対称的であるため、銀行は信用リスクのプラスとマイナスの両方向の変化を考慮する必要があります。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2014 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.